

令和2年2月27日開示  
令和2年3月31日修正  
令和2年4月2日修正  
令和2年4月13日修正

## 新型コロナウイルスに対するとやま虹の会の対応について

標記について、3月末富山県内で新型コロナウイルス感染者が確認され、その後感染拡大が続き、介護施設利用者・職員に感染が確認される等、高齢者向け施設への感染拡大のリスクが高まっております。

とやま虹の会として職員対応について改めて確認するとともに各種情報収集・情報共有によって事前の感染拡大防止策の徹底で感染拡大リスクを最小化することが重要と考えており、当法人では、以下の方針で対応いたします。

その後、感染拡大が続き医療機関職員や入院患者、クラスターの発生等、感染リスクが一段と高まっております。

今回、再度、介護施設職員であり利用者並びに施設を守る自覚と感染防止策について以下のことについて再確認し徹底してまいります。

### 1. 入所者への面会

- ・面会は原則禁止とします。やむを得ず面会が必要な場合は、電話等で事前に相談下さい。

### 2. 通所利用者

- ・厚生労働省より新型コロナウイルス感染防止に適切に努めるよう指導されているため、利用当日朝に、体温測定をお願いし、発熱等体調不良の場合には利用を控えて頂きます。

### 3. ボランティア、外部講師の研修・趣味活動、床屋等

- ・外部からの感染拡大防止のため、4月30日まで全て原則中止とします。

### 4. 職員の体調管理等の対応について

- 1) 体調管理等
  - ①出勤前に検温等によって体調チェックする。熱がある場合はその状況を上司に報告し指示に従う。また、家族に体調不良者がいる場合も同様の対応とする。
  - ②休暇時等は不要不急の外出は控え、やむを得ず外出する場合は人込みを避け、可能な限り短時間の滞在にとどめる。
  - ③公共交通機関を利用する場合は県内外を問わず控える。
  - ④通勤等でやむを得ず公共交通機関を利用する場合はマスク手袋等を着用し、感染防止策を講じて利用すること。
  - ⑤介護施設職員であることを自覚した行動をとること。

## 2) 研修・会合等

- ①会場が県外の場合、出張は許可しない。
- ②県内の場合、公共交通機関及び時間の長短にかかわらず複数人が同乗する自動車の使用は不可とし、単独で使用する場合のみ申請可能とする。
- ③法人内での職員以外の者が参加する研修等は中止する。また、外部で実施するイベント等は中止する。

対応期間は、令和2年4月1日～4月30日

(状況によっては期間を延長する場合がある)

## 3) その他

- ・ 県、市から休業等の要請があった場合は要請に従うこととなります。
- ・ 利用者等が陽性と判明した場合に備え、施設内での隔離室を設けることを検討しています。

## 5. 濃厚接触が疑われる職員への対応

- ・ 陽性の疑いがある人と濃厚接触が疑われる職員は、3日間の自宅待機として、経過観察とする。

## 6. 感染が疑われる職員への対応

- ・ 職員に特徴的症状（発熱、咳、息切れ、筋肉の痛み、倦怠感、味覚・嗅覚異常等）がある場合は、直ちに申告させ、この症状が発現してから、3日間は自宅待機とし、経過観察とする。

## 7. 濃厚接触者への対応

- ・ 保健所等の指示に従い対応する。（2週間の自宅待機を想定、必要に応じて保健所等に相談の上対応する。）

## 8. 職員が陽性と判明した場合の対応

- ・ 陽性と判明した職員は、保健所等の指示に従い治療に専念し完治するまで出勤しない。
- ・ 職員の自宅待機措置に伴い、特定の施設でスタッフ数の不足が起きる場合は、法人全体で応援体制を構築する。

## 9. 上記5～8に該当しない些細なことであっても気になることは報告を行う

### 例

- ・ 感染が確認されている人の家族と職員の家族が同じ会社または職場で勤務している。
- ・ 感染が確認されている人の家族と職員又は家族が最近会合等で密接に接触していた。
- ・ 感染が確認されている人または家族が近所に居住し何らかの接点がある。

等 直接には関係しないが家族や他人を介して検査結果によっては感染リスクが高まる懸念がある場合は、管理者に報告し、指示に従う。内容によって報告すべきか否か迷う時は報告を行う。

## 10. 感染防止策の実施内容について

- ① 職員の2回の検温 37度以上は報告

報告を受けた職員がチェックすべき事項 ⇒ 総合判断の上、勤務に就くか判断する

- ・有熱者への聞き取りは十分にされているか
- ・咳、たん、鼻水の有無を聞き取りとその時の対処法確認（手洗い実施）
- ・休み中の行動とマスクの着用、公共交通機関の利用（何分程度の外出か）
- ・家族の体調確認
- ・家族が県外から帰省する場合は報告すること

② 1時間に5分間の換気の励行

- ・不十分な取組状況であれば、具体的な時間・担当者を決めること  
⇒ 実施時間の記録 ⇒ 管理者が定期的に実施状況を確認
- ・職員の昼食、休憩等は複数人になる場合は2メートル以上の間隔を空け、私語は慎み必ず換気設備のある場所とすること
- ・同一職場の職員がまとまって食事・休憩しないこと ⇒ 同一職場での多数の感染リスクを回避

③ 電解水の使用期限の確認

- ・日付のチェックや交換の担当者を決めること ⇒ 残量の有無に拘わらず1週間で交換する

④ インフルエンザ発症時はアルコール消毒で対応

- ・発症者が出た時点で通常環境整備に加え、一通りの環境整備を行うこと
- ・咳、鼻汁などあった場合は濃厚接触者を把握し、48時間は健康状態の観察を行うこと
- ・床は通常清掃（電解水）
- ・ドアノブ、スイッチ類、記録に使用するパソコンキーボードとマウスは、アルコール剤によるふき取り消毒

⑤ 有効な手洗いの実施

- ・手を洗う設備のある場所すべてに手洗い注意喚起のポスター掲示
- ・手洗いのタイミング ⇒ 一人の利用者に接する前と後に実施する
- ・止水はペーパータオルで行う

⑥ 外出時の対応

- ・公私を問わず外出する場合は必ずマスクを着用すること
- ・県外への外出は原則禁止 ⇒ やむを得ず必要がある場合は申請する
- ・食料品等の買い物は可能な限り短時間、少人数で、商品や買い物カートにウイルスが付着していることを前提に添付を出す前に手指の消毒をする  
※これらは今後の市中感染リスクを最小化するためのものです

⑦ 外部業者への対応

- ・外部業者は原則として施設内入館禁止 ⇒ 必要がある場合は検温、マスク、消毒を徹底し訪問

者を記録する

- ・外部委託業者（清掃）は氏名の確認、検温、勤務履歴等を記録する ⇒ 事務室に記録表を備え、毎日、管理者が確認すること

尚、今回の文書は現時点のものであり、状況に応じて文書を発出いたします。

以上